五　前項第五号に該当する者　同号に該当した後の最初に行われる適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止又は警告の区分に定める基準に該当しないこととなったとき。

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

七　前項第七号に該当する者　減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

八　前項第八号に該当する者　第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

九　前項第九号に該当する者　届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

十　前項第十号に該当する者　授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3～5　［略］

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　［略］ 四　警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（停止の区分に該当する場合を除く。）。
停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（二回目の警告が警告の項第二号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して三回該当する場合を除く。）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二　［略］ イ～ロ　［略］ 三　履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）。
備考　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［号を加える。］

五　前項第五号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

六　前項第六号に該当する者　減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

七　前項第七号に該当する者　第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

八　前項第八号に該当する者　届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

九　前項第九号に該当する者　授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3～5　［同上］

別表第二　適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	［同上］ 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　［同上］ 四　次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 ［項を加える。］
警告	［同上］ 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。） 二　［同上］ イ～ロ　［同上］ 三　履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）
備考　［同上］	